



電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 (基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備)

令和8年4月9日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
事業政策課

① 第一号基礎的電気通信役務の種別（施行規則第4条第3項） ※諮問事項

- ・ 基礎的電気通信役務台帳の区分となる「第一号基礎的電気通信役務の種別」は、以下の3種別とする。
 - ① 加入電話、光回線電話及びワイヤレス固定電話を合わせた電気通信役務
 - ② 第一種公衆電話
 - ③ 災害時用公衆電話

② 基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる「地域単位区域」（施行規則第4条第4項） ※諮問事項

- ・ 「提供の求め」に伴って役務提供確認義務が生じる電気通信事業者の負担と、「提供エリアの変更」に伴って変更登録・届出義務が生じる電気通信事業者の負担のバランスに鑑みて、以下のとおりとする。
 - ① 固定電話・ブロードバンドに係る地域単位区域は市区町村単位
 - ② 公衆電話・災害時用公衆電話に係る地域単位区域は都道府県単位

③ 基礎的電気通信役務台帳の「その他記載事項」（施行規則第13条）

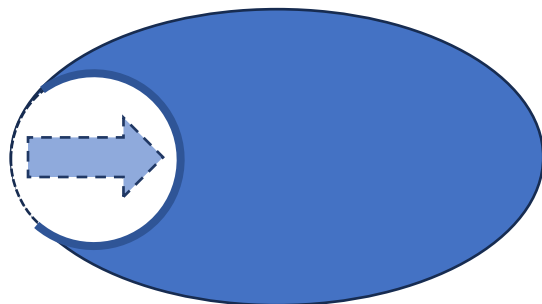
- ・ 台帳の記載事項については、事業法第18条の2に基づき、以下の内容が法定されている。
 - ① 地域単位区域を業務区域に含む電気通信事業者の氏名又は名称及び住所
 - ② 役務提供確認を受けるための電話番号その他の連絡先
 - ③ 業務区域の減少（地域区域単位が業務区域でなくなるケース）に当たってはその減少の日
 - ④ 業務の休廃止に当たってはその休廃止の日
- ・ これらに加えて、休廃止に関して、⑤新規契約受付停止日、⑥休止する期間、⑦休止後の再開時期を記載することとする。
- ・ ただし、現行の利用者保護規律において、「利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないもの」と規定されている事項及び休廃止の範囲が市区町村に満たないものについては、上記記載事項に含めないこととする。

※ 現行の利用者保護規律において、「利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないもの」とされている事項（施行規則第22条の2の10）は以下のとおり。

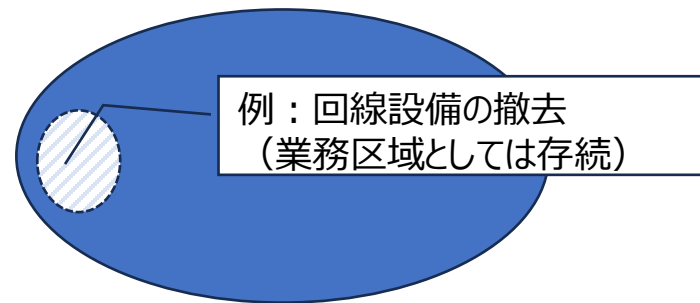
- ① 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止
- ② 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信業務を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの
- ③ その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止

業務の休廃止の類型

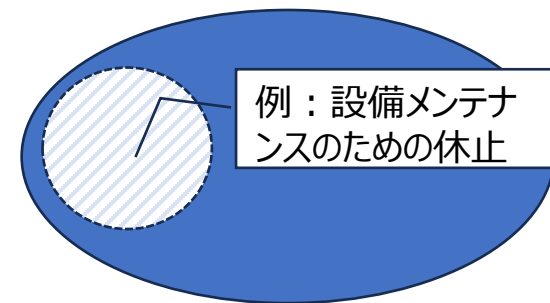
① 業務区域の減少



② 電気通信回線設備の規模の縮小



③ ①②以外の休止・廃止



周知事項等の

届出

30日前まで

周知

1年前まで

休廃止の日



	ユニバーサルサービス	電気通信業務一般
事業者の義務の範囲	地域単位区域（固定電話・ブロードバンドについては市区町村）以上での休廃止について周知・届出	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県単位での休廃止について周知 加えて、①指定電気通信役務、②有償契約100万以上の電気通信役務については届出
例外	都度契約が必要なもの、譲渡・合併・分割・相続に伴うもの、明らかに限定的な態様のもの	
総務大臣による公表	基礎的電気通信役務台帳に情報を一元化して公表	電気通信業務の休廃止に関して個別に公表

① ユニバーサルサービスの休廃止に関する周知及び届出義務の期限、例外の範囲 ※諮問事項

- ・ ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者については、電気通信役務一般と同様に、その空白期間に係る利用者にとっての不測の事態を回避し、利用者の利益を可能な限り保護するため、その業務の全部若しくは一部の休廃止を行う場合には、その前日から起算して**1年前の日まで**に周知するとともに、周知開始日の前日から起算して**30日前まで**に、総務大臣に届け出なければならないこととする。（施行規則第22条の2の10第2項及び第7項）
- ・ 「利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないもの」として1年以上前の周知・届出を要しない「休廃止」については、以下に掲げる事項とする。（施行規則第22条の2の10第6項）

1) 役務の性質上、利用者利益への影響が比較的少ない類型については、電気通信役務一般のものと同様とする。

- ① 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信業務の休止又は廃止
- ② 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続による電気通信業務の廃止であって、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信業務を承継した者が引き続き当該電気通信業務を営むこととなるもの
- ③ その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止

2) 加えて、事業者負担とユニバーサルサービスの利用者保護の両立を図るとともに、基礎的電気通信役務台帳制度との整合性を図る観点から、**地域単位区域未満の休廃止**について、1年以上前の周知・届出を不要とする。

② 電気通信役務一般の休廃止に関する例外の範囲 ※諮問事項

- ・ 電気通信役務一般の休廃止においては、従来、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」において、都道府県未満の休廃止について1年以上前の周知・届出を不要としていたところ、上記改正にあわせて、省令において、**都道府県未満の休廃止**について、1年以上前の周知・届出を不要とする。（施行規則第22条の2の11第4項第3号）

③ 周知及び届出の内容 ※諮問事項

- ユニバーサルサービスの休廃止については、電気通信役務一般の周知・届出事項に加え、**新規契約受付停止日及び業務の休廃止等をしようとする地域単位区域**を周知・届出事項に加えることとする。（施行規則第22条の2の10第3項及び第4項）

ユニバーサルサービス	電気通信役務一般
<p>業務区域の減少等をしようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務区域の減少等をしようとする基礎的電気通信業務の内容 ② 業務区域の減少等をしようとする年月日 ③ 業務区域の減少等をする理由 ④ 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先 ⑤ 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスの代替となる基礎的電気通信サービス及び利用者が業務区域の減少等をしようとするサービスと代替サービスを比較検討することを可能とする情報 ⑥ 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスに関して電気通信事業者が利用者被害を発生又は拡大させないようにするための情報 ⑦ 新規契約受付停止日 ⑧ 業務区域の減少等をしようとする地域単位区域 	<p>業務の休廃止をしようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 休廃止しようとする電気通信業務の内容 ② 休廃止しようとする年月日 ③ 休止しようとする場合には、その休止期間 ④ 休廃止をする理由 ⑤ 休廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先 ⑥ 休廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信サービスの代替となる電気通信サービス及び利用者が休廃止サービスと代替サービスを比較検討することを可能とする情報 ⑦ 休廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信サービスに関して電気通信事業者が利用者被害を発生又は拡大させないようにするための情報
<p>業務の休廃止をしようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 休廃止しようとする基礎的電気通信業務の内容 ② 休廃止しようとする年月日 ③ 休廃止をする理由 ④ 周知を開始する年月日及び周知の実施期間 ⑤ 休廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先 ⑥ 休廃止しようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスの代替となる基礎的電気通信サービス及び利用者が休廃止サービスと代替サービスを比較検討することを可能とする情報 ⑦ 休廃止しようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスに関して電気通信事業者が利用者被害を発生又は拡大させないようにするための情報 ⑧ 新規契約受付停止日 ⑨ 業務の休廃止をしようとする地域単位区域 	

※ あわせて、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」においても、上記①～③の改正内容を踏まえた運用上の留意事項等について記載することとする。

① 「地方により異なる料金の額の設定の禁止」に係る規定の整備

- ・ **省令**においては、禁止の例外に当たる「特別な事情」として、改正法の制度趣旨を踏まえ、「地理的条件により異なる費用に対応するために異なる料金の額を定める必要があることその他の地域により異なる料金の額を定めることに合理的な必要性があり、かつ、異なる料金の額を定めることが基礎的電気通信役務の利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないもの」と規定する。(施行規則第16条の2) **※諮問事項**
- ・ その上で、**ガイドライン（電気通信事業分野における競争の促進に関する指針）**において、都市部以外の地域の料金が都市部の料金を下回る場合については禁止されない旨を明記しつつ、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者の具体的なニーズを踏まえ、例外的に「特別な事情」と認められるケースについて、個別具体的に例示する。

【ガイドライン（案）における具体例の記載】

- ① 過去の経緯を踏まえ、利用者の電気通信設備と伝送路設備を通じて接続される局舎の性質（回線数の取扱数）に応じ基本料金に差を設け、回線数の少ない局舎の地域の基本料金を安く設定すること（いわゆる級局別料金）
- ② 利用者の電気通信設備との接続点が、通常局舎が取扱う区域の外（電話加入区域外）となる場合に、基本料金を加算すること（いわゆる区域外加算）
- ③ 特定の地域のみで基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務を提供しており、卸電気通信役務の価格が全国水準よりも高く設定されている場合、当該卸価格を受けて、複数の地域において同一の料金体系を設定している事業者が当該地域で他の地域より料金を高く設定すること
- ④ 複数の地域において同一の料金体系を設定している事業者が、特定の地域のみで基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の設定する料金に対抗する場合など、利用者の獲得又は維持を目的とする販売促進上の限定的措置として、特定の地域又は期間に限定した割引施策を実施すること
- ⑤ 複数の地域において同一の料金体系を設定している事業者が、その提供する基礎的電気通信役務の終了に伴い別の基礎的電気通信役務への移行促進を行う場合、利用者の移行障壁を軽減するための限定的措置として、特定の地域又は期間に限定した割引施策を実施すること

② プライスキャップ規制の対象の見直しに係る規定の整備 **※諮問事項**

- ・ 現在プライスキャップ規制の対象として、NTT東西のメタル固定電話及び公衆電話を指定。（施行規則第19条の3及び第19条の4）
 - ・ しかし、
 - ① NTT東西のメタル固定電話の契約数は1998年をピークに減少傾向にあり、2035年頃にはメタル回線設備の縮退により契約者数は更なる減少が見込まれ、利用者利益への影響もさらに低下していくことが見込まれていること
 - ② 上記サービスの実際の料金はプライスキャップ規制による料金水準の上限を大きく下回る状況が相当期間継続し、当該規制が料金低廉化に実質的に機能しているとはいえない状況にあること、
 - ③ メタル固定電話等の需要が減少する中で、料金水準の上限設定に用いる生産性向上見込率の算定は限界にあるため、現行の仕組みでの制度維持は困難になりつつあること
- を踏まえ、特定電気通信役務の指定に係る**施行規則第19条の3及び第19条の4**については削除することとする。